

令和8年度（2026年4月1日～2027年3月31日） にかほ市住宅リフォーム推進事業

にかほ市では、住宅の増改築工事やリフォーム工事に対して、下記区分のとおり補助金を交付します。
※すべての補助区分に一般型の要件が含まれます。

一般型

補助率 5 %
上限 10 万円

・要件は下記の補助対象者
補助対象住宅・補助対象工事

子育て持ち家型

補助率 10 %
上限 20 万円

・18歳以下の子が1人以上同居の世帯

高齢者持ち家型

補助率 10 %
上限 20 万円

・居住者全員が65歳以上の世帯
※世帯分離で65歳未満の者が同居
する場合は補助対象外

空き家購入型

補助率 10 %
上限 20 万円

・令和7年10月1日以降に購入
した空き家
(建築後10年以上経過した戸建)

子育て空き家購入型

補助率 15 %
上限 30 万円

・18歳以下の子が1人以上
同居の世帯
・令和7年10月1日以降に購入
した空き家
(建築後10年以上経過した戸建)

<補助対象者>

- 市内在住の方、または空き家購入者で市内に転入見込みの方で、対象者や家族に市税及び市の使用料等の滞納がなく、次のいずれかに該当する方
 - (1) 持ち家住宅（自己、配偶者所有・居住の住宅）を増改築・リフォームする方
 - (2) 親または子が所有し、自ら居住する住宅を増改築・リフォームする方
 - (3) 親または子の持ち家住宅を増改築・リフォームする方
 - (4) 自らが所有する住宅で、親または子が居住する住宅を増改築・リフォームする方

<補助対象住宅> にかほ市内にある居住用の住宅 ※別荘・賃貸住宅・空き家除く

- 一戸建ての住宅
※併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の1/2以上であること。
- マンション等の共同住宅 ※対象者の専用部分のみ。賃貸住宅は除く。

<補助対象工事>

- 次に掲げるすべてを満たす工事
 - (1) 増改築・リフォームに要する費用（消費税相当額を含む）が50万円以上であること
 - (2) にかほ市内に事業所を有する建築業者等が施工するもので、契約等をその事業所の代表者が行うものであること ※個人営業の場合、業者登録があるかないかは問いません。

<補助金の交付申請は、同一年度内に一回限りです>

過去に本事業を利用された方は、補助を受けたリフォーム等工事箇所・工事内容と異なる工事を申請する場合は対象となります。その場合は、先に受けた補助金と合わせて各項目の限度額までとします。ただし、災害等に伴う復旧工事の場合、対象となる場合があります。

※ 空き家とは、人が居住していたことがあり、居住者又は利用者がいない住宅（証明者により空き家であったことが証明できるもの）で、建築後10年を経過した住宅（貸家を除く）をいう。



★実施期間★

2026年4月1日 から 2027年3月31日(※)まで

※予算がなくなり次第、終了します。



紹介：本補助金の他に秋田県住宅リフォーム推進事業補助金を併せて受けることができる場合がありますので、詳しくは由利地域振興局建築課 TEL:27-1777へお問合せください
(県への取次ぎはしておりません)

申請等に必要な書類

<補助金交付申請>

- 〇 にかほ市住宅リフォーム推進事業補助金交付申請書
- (1) 工事請負契約書または請書・注文書の写し
 - (2) 工事内訳見積書の写し及び住宅位置図
 - (3) 補助対象工事を行う住宅及び工事部分の着手前の写真
 - (4) 申請者と住宅の居住者（所有者）が異なる場合は、その関係を証する書類（戸籍謄本等）
 - (5) 併用住宅の場合は、住宅部分の面積が分かる図面
 - (6) 建築確認が必要な場合は、確認済証に写しと図面
 - (7) 住宅に居住する世帯全員の納税証明書
 - (8) 申請前3ヶ月以内に発行された本籍・続柄を記載した住民票謄本（子育て持ち家型・高齢者持ち家型・子育て空き家購入型）
 - (9) 建物の不動産登記簿謄本（登記事項証明書）
 - (10) 空き家の売買契約書の写し
 - (11) 空き家の証明書（様式第8号）
 - (12) 罹災証明書等の被災を証する書面の写し（災害時のみ）
 - (13) その他市長が必要と認める書類
- ※（9）～（11）は空き家購入・子育て空き家購入型のみ

《添付書類》

<事業完了実績報告> 令和9年3月31日（水）必着

- 〇 にかほ市住宅リフォーム推進事業補助金完了実績報告書
- (1) 補助対象工事を行う住宅及び工事部分の着手前・工事中の写真及び完成写真
 - (2) 建築基準法による確認済証を受けた工事にあっては検査済証の写し
 - (3) 工事代金の領収書の写しなど、支払いを証する書類
 - (4) 補助金交付請求書
 - (5) 転居後の住民票謄本（空き家購入・子育て空き家購入型に限る）
 - (6) その他、市長が必要と認める書類

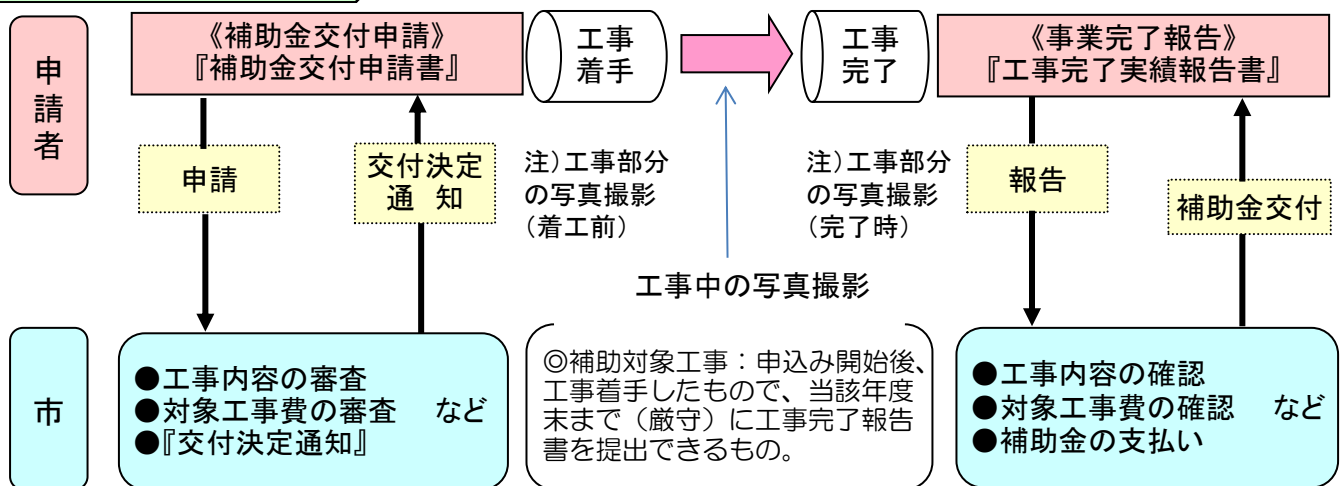
《添付書類》

住宅リフォーム等工事 補助対象工事等一覧

対象	リフォーム等の内容
〇	屋根の葺替・塗装、外壁の張替・塗装
〇	部屋の新設・間仕切りの変更
〇	壁紙や床の張替などの内装工事
〇	耐震補強・改修工事
×	農作業所を住宅用物置に改修
〇	窓・ガラスの取付・交換
〇	室内の建具等の交換
〇	外壁、屋根、天井の断熱化工事
〇	バリアフリー改修（手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張など）
〇	バルコニーや雪止めの設置
〇	畳の取替（表替え含む）
〇	住宅用の車庫・物置の設置及び増改築（ただし、別棟の場合を除く。）
〇	下水道への接続
×	家庭用電化製品などの購入
×	孫、兄弟姉妹の住宅リフォーム
×	電話やインターネットの配線工事
×	造園、門扉、ブロック塀等の外構工事
×	住宅の解体工事のみ
×	太陽光発電システム及び蓄電池の設置
〇	給湯設備機器の設置（機器分含む）
×	テレビアンテナの設置工事
×	公共工事等の施工に伴う補償費の対象となる工事
×	各種手続き費用（建築確認・電力・水道等の申請手続き費用）

上記の工事は、一例です。詳しくは建設課へ問合わせください。

補助事業申請フロー



※補助対象範囲など詳細内容については、にかほ市ホームページをご覧になるか下記までお問合わせ下さい。

申請先及び問合わせ先

建設課（金浦庁舎）

電話

0184-38-4307

〔象潟庁舎 市民サービス班 仁賀保庁舎 市民サービス班〕でも取次ぎいたします。